参考様式第５－１号

益　農　第　731-1　号
令　和　８　年　10　月　21　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

益子町長　広田　茂十郎

市町村名 （市町村コード）	益子町 （09342）
地域名 （地域内農業集落名）	益子地区 （北益子、サヤド、北郷谷、サヤド下組、サヤド1組、サヤド5組、サヤド2組、城内、一の沢、西明寺上、西明寺下、内町下、内町上、田町、新町上、新町下）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月14日、令和6年8月23日 （第1回、第2回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・当地区は、北益子地区、新町地区、石並地区、西明寺地区、町中心部の農地に分類される。
・北益子地区については、土地改良した農地で水稲、麦等、その他の農地では園芸作物・露地野菜・果樹の生産、畜産が行われている。
・新町地区については、昭和40年前後に土地改良した農地が大半をしめ、水稲、いちご等の栽培が行われている。
・石並地区の土地改良済みの農地については2つの中心経営体により水稲が耕作されており、集積が進みつつある。
・西明寺地区については水稲はじめ露地野菜が生産されているが、担い手が不足しているほか、農地条件不利地域であるため、省力化や農産物の高付加価値化が課題となってくる。
・町中心部の農地については条件不利により耕作放棄地となっている農地も多く見受けられ、農地以外の活用も視野に入れ将来の方向性を考えていく必要がある。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・園芸作物、果樹、露地野菜、畜産については引き続き実施していく。
・土地利用型については、将来的に少ない担い手で耕作することが予想されるため、集積集約を進めスマート農業技術の導入により省力化を図る必要がある。
・規模拡大に伴い草刈り等の労働力の確保が必要になるため、地域全体で協力し農地を守っていきたい。
・条件不利地域である西明寺地区については、歴史的建造物などの地域資源を活かした農産物のブランド化を進め、付加価値の高い農産物の販路を確保し所得の向上を図っていきたい。
・耕作放棄地となっている町中心部は陶器市等で集客が見込めるため、農産物の売り場として活用するなど、地域が活性化する農地の利用方法を多角的に検討する必要がある。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	191.45	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	182.84	ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	8.61	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後耕作が困難な農地（山際の農地等）については保全管理とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・計画的に集積集約を進められるよう関係者（地権者、耕作者、農業委員）を集め、集約に向けた話し合いを実施する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構の活用を積極的に行う。
（3）基盤整備事業への取組方針
・地域や担い手の意向を踏まえつつ、水田の大区画化、畦畔除去などの基盤整備、水利施設の再整備に取り組んでいく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な担い手を確保したい。 ・農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。農地だけでなく空き家の情報を地域で共有し、新規就農者の住まいを確保することにより、地域に入りやすい環境づくりに心がける。 ・西明寺地区は空き家が多いため、情報を共有し、新規就農者用の住まいを確保し、積極的に呼び込みたい。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化を図るため、はが野農業協同組合等による無人機での農薬の空中散布の作業委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☑	④輸出	☑	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山林に面している地域では鳥獣被害が多いため、防止対策は必須となる。各補助金を活用し、各農家が連携し対策を取っていく。また、狩猟免許取得者を増やし地域全体で鳥獣害対策を講じることが必要である。
②有機農業に興味のある都市住民を呼び込み移住に繋げていきたい。
③主要な経営体の規模拡大に伴い、スマート農業を積極的に取り込み、省力化効率化を図りたい。
④他地域と連携した輸出を検討する。
⑤果樹栽培の省力化を図るため、スマート農業技術の導入を検討する。
⑦環境保全会がある地域は多面的機能支払交付金事業を活用し、道水路管理を行い、地域一体となり農地の環境保全を図っていく。
⑧主要な経営体の規模拡大に伴い田の大区画化及び農業施設の再整備も検討していく。
⑨町内の畜産農家と連携してWCS用稲、飼料米への作付けを積極的に実施し、所得向上を図っていく。

参考様式第５－１号

益　農　第　731-2　号
令　和　８　年　10　月　21　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

益子町長　広田　茂十郎

市町村名 （市町村コード）	益子町 （09342）
地域名 （地域内農業集落名）	七井地区 （上町、仲町、後町、下町、台町、田中、大和田、里東、山王前、山王後、東町、冨士山、青田）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月20日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は土地改良して区画の整った水田と小区画かつ不成形の畑地が混在しており、水稲、麦、そば、露地野菜の栽培、施設園芸が行われている。一部、湿地帯で耕作放棄地となっている場所もある。また、台町地区の123号線沿いの農地については宅地化が進んでいる。
耕作者の平均年齢は71歳と高齢化しており、水田の主要な担い手が離農していくことが予想される。今後はそれらの農地を引き継ぎ規模拡大する若手担い手が効率的に耕作できるよう、集積集約を進めることが課題となる。

（2）　地域における農業の将来の在り方

土地改良した水田については、優先的に集積集約を進める。また、不成形な畑地については、そばを大規模で耕作する担い手への集積を促進していきたい。
露地野菜、果樹、施設園芸の栽培も継続して行う。
各経営体の規模拡大に伴い、大型機械の導入やスマート化を促進し、効率化・省力化を図っていきたい。
特に里西集落営農組合については法人化も視野に入れ、経営の安定化を図っていきたい。
今後少なくなる担い手の負担を軽減するため、農地周りの草刈りを農地所有者・保全会が協力するなど、地域全体で農地を守る意識を醸成していきたい。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	289.57	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	286.38	ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	3.19	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後耕作が困難な農地（山際の農地等）については保全管理とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
計画的に集積集約を進められるよう関係者（地権者、耕作者、農業委員）を集め、集積集約に向けた話し合いを実施する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を積極的に行う。
（3）基盤整備事業への取組方針
地域や担い手の意向を踏まえつつ、水田・畑地の大区画化、畦畔除去などの基盤整備、水利施設の再整備に取り組んでいく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な担い手・親元就農を確保したい。 農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため、はが野農業協同組合等による無人機での農薬の空中散布の作業委託を進める。 また、草刈支援などのサービス事業について、はが野農業協同組合等関係機関と検討していきたい。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☑	④輸出	☑	⑤果樹等
☑	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害があるため、防止対策は必須となる。各補助金を活用し、各農家が連携し対策を取っていく。また、狩猟免許取得者を増やし地域全体で鳥獣被害対策を講じることが必要である。
②有機農業に興味のある都市住民を呼び込み移住に繋げていきたい。
③若手認定農業者の規模拡大に伴い、スマート化を促進し省力化効率化を図りたい。
④他地域と連携した農産物の海外輸出に取り組んでいきたい。
⑤高齢化による離農が予想されるため、園地継承を進めていきたい。
⑥菜種油、ひまわり油等に利用する資源作物の耕作を検討する。
⑦多面的機能支払交付金事業による環境保全会が道水路管理を行い、地域全体で農地の環境保全を図っていく。
⑧若手認定農業者の規模拡大に伴い水田の大区画化及び農業施設の再整備も検討していく。
⑨町内の畜産農家と連携してWCS用稲、飼料用米の作付けを積極的に実施し、所得向上を図っていく。
⑩大規模な転用、地域の方向性の大きな変更があった場合は協議を行う。年1回は話し合いを実施したい。